

公益財団法人たんしん地域振興基金 2025年度 奨学生募集要項

1. 支給資格

本財団が奨学金を給与する学生は、経済的理由により修学困難な者であって、次の各号に定める資格を有する者でなければならない。

- (1) 奨学金申込時点において但馬地区の高等学校に在学する学生であること
- (2) 品行方正、研究意欲旺盛にして学術優秀な者であり、原則四年制大学またはこれと同程度以上の学校を希望する者
- (3) 在学する高等学校学校長からの推薦のある者であること

2. 奨学金

(1) 給付期間

奨学金を給与する期間は、卒業までの在学大学での正規の最短修業年限とする。また、最大で4年間とする。

(2) 給付金額

月額 15,000 円(原則4月、10月の2回に分けて9万円ずつ給付)

(3) 奨学金の返還

原則不要

3. 奨学生予定人数

9名程度(ただし各校最大1名)。当財団で書類選考により選定します。

4. 応募方法

所属高校からの推薦を受け、下記応募手続きにより個人で応募してください。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

(2) 必要書類(①～⑤)

①たんしん地域振興基金奨学生願書

②活動内容等の付属資料(任意)・・・新聞・雑誌・校内報等の記事や賞状、資格証、写真などの資料があれば、コピー(縮小可)をして、説明文を付記してください。提出は任意ですが、自己をPRするための書類ですので、積極的に提出してください。

③所得証明書関係（イ．ロ．の両方必要です）・・・同一世帯で所得がある方(※)全員

イ. 令和 6 年所得証明書(市町村所定の用紙)

ロ. 給与所得者の方・・・令和 6 年源泉徴収票(写)

個人事業主の方・・・令和 5 年、令和 6 年の2期分の確定申告書(写)

※自分の遊興費等をアルバイトで稼いでいるお子さん等はこれに含みません。また、年金収入のみの方も不要です。

④公益財団法人たんしん地域振興基金 奨学生推薦書（事前審査）

・・・担当の先生に記入いただき、提出してください。

⑤同一世帯全員の記載がある住民票(マイナンバーの記載の無いもので発行後 3 ヶ月以内のもの)

(3)書類送付先

上記(2)必要書類をすべて同封の上、下記送付先に郵送するか、お近くの但馬信用金庫窓口へ提出してください。

(送付先)

〒668-0033 兵庫県豊岡市中央町 17 番 8 号 但馬信用金庫本店内

公益財団法人 たんしん地域振興基金 奨学金事業係

※応募関係書類(添付資料を含む)は、理由のいかんにかかわらず返却致しません。

6. 奨学生の選考及び決定

出願書類により書類選考をおこない決定します。(2 月～3 月)

決定通知については、選考が終了次第、順次郵送で送付します。

7. 奨学金受給決定後の手続き等について

(1)初年度の必要書類の届け出

以下の書類を 2026 年 4 月 20 日までに当財団まで送付してください。期日を過ぎると奨学金をお支払できない場合があります。

・「進学先報告書 兼 奨学金振込指定口座届書」(原則、但馬信用金庫の奨学生本人の口座)

・大学の在学を証明する書類(学生証(写)、在学証明書等)

(2)次年度以降の定期報告

奨学生は毎年 4 月 20 日までに、次の書類を当財団へ提出してください。なお、初回の報告期限は 2027 年 4 月 20 日となります。期日を過ぎると奨学金をお支払できない場合があります。

・学校所定の学業成績証明書(写)

また、卒業時は、上記に代えて『進路報告書』『卒業証明書(写)または修了証明書(写)』を提出してください。

(3) 次年度以降の奨学金の給付

(2)の学業成績証明書の提出確認後、原則として4月末、10月末までに、指定口座に振り込みます。なお、届出住所や連絡電話番号を変更した場合や、奨学金振込口座の口座番号を変更した場合など、各種の変更が生じた場合には、「変更届」により当財団あて報告してください。

8. 奨学金給付の停止及び取消について

- (1) 奨学生が奨学金給付を辞退した場合、あるいは退学、死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止または取消します。この場合、給付済みの奨学金があれば、当財団所定の金額を返還していただくことがあります。
- (2) 奨学生が休学した場合は、当財団の所定の期間、奨学金の給付を停止します。また、留年や停学処分を受けた場合は、奨学生としての資格を失うこともあります。
- (3) 当財団が必要とする報告を怠った場合、または提出した書類に偽りの記載があった場合は、奨学金の給付を取消し、給付した奨学金全額を返還していただくことがあります。

9. 個人情報の保護について

個人情報については、奨学金事業に必要な手続き以外には使用せず、また厳正に管理します。

なお、選考結果について出身高等学校から問合せがあった場合、本人に連絡することなく回答いたしますので、ご承知おきください。

10. その他

- (1) 応募の前に、当財団の奨学金制度について、「よくある質問」も参考にして内容や流れ等を十分確認してください。
- (2) 応募に必要な「当財団所定用紙」は、当財団のインターネットホームページ (<https://tanshin-kikin.jp/>) 「但馬の百科事典」から印刷してください。但馬信用金庫各店舗窓口でも交付します。
- (3) ご不明な点は、下記まで電話にてお問い合わせください。

(連絡先)

公益財団法人 たんしん地域振興基金 (担当: 田結庄、岩本)

電話: 0796-23-1200 (但馬信用金庫代表電話) 平日 9:00~17:00

以上